

宇和島市立中学校水泳授業業務 仕様書

1 目的

本業務は、宇和島市立中学校の保健体育科における水泳指導等を業務委託することにより、プール施設、指導業務及び移動手段を確保し、当該校における効果的で安全な水泳指導に資することを目的とする。

本業務仕様書は、宇和島市（以下「発注者」という。）と民間プール事業者（以下「受注者」という。）との水泳授業業務（以下「業務」という。）について適用する。

2 対象校

宇和島市立城北中学校（所在：宇和島市和霊町 1344-1）

3 対象者

城北中学校全校生徒 268 名（令和 8 年 4 月 1 日現在）

| | | | |
|-----|------|------|------|
| 学級数 | 1 年生 | 2 年生 | 3 年生 |
| 学級数 | 3 | 2 | 3 |

※特別支援学級の生徒は親学級に入り、通常の授業に参加する。

4 実施場所

受注者が所有する屋内水泳施設（以下、「水泳施設」とする。）とする。

5 業務内容

学習指導要領に基づき教員が実施する水泳授業を、水泳施設で水泳施設の水泳指導員と共に実施するものとし、業務の実施方法は、以下のとおりとする。

(1) 実施期間

委託契約締結日から令和 9 年 2 月 28 日までとする。ただし、宇和島市公立学校管理運営規則第 5 条に定める学校の休業日は除外する。

(2) 授業実施時間

1 単位時間を 50 分とし、2 単位時間に休憩時間を含めた計 110 分を 1 回の授業とする。

生徒の輸送にかかる時間は往復 30 分以内とし、授業前後には各 15 分程度の着替え時間を設ける。

水泳授業は 50 分以上確保するものとする。

(3) 授業実施回数

全 8 学級で、各 4 回の授業を行う（年間総合計 32 回実施）。一度に実施できるのは 1 学級とする。特別支援学級の生徒に関することについては、当該校と協議し、適切に対応する。

(4) 配置人員

20 名につき 1 名以上の水泳指導員が配置できるようにすること。また、監視員を 1 名以上配置すること。

- (5) 評価支援
受注者は学習指導要領に基づいた評価項目を当該校と確認しながら作成し、教員の評価を支援すること。
- (6) 活動場所 水泳授業の時間中は、指導に必要な場所を一般客用と区別して設けること。
- (7) 管理体制
施設を確実且つ安全に利用できるよう、監視員の配置や安全管理のマニュアルを作成するなど、管理体制を整えること。
- (8) 責任の所在
指導にあたっては、安全第一とし、事故防止に努めること。事故が起こった場合は、学校と協力して事態の収拾を図ること。なお、指導中において、受注者の重過失により事故が発生した場合には、受注者が責任を負うこと。
- (9) 代替日の調整
学校閉鎖、非常変災による臨時休業等により予定していた水泳授業が実施できない場合は、当該校と受注者で代替日を調整して実施すること。
- (10) 衛生管理
衛生的な環境と水質の維持に努め、「学校衛生基準第4水泳プールに係る学校衛生基準」に準じた水質検査を実施し、その基準を満たすこと。
- (11) 個別対応
実施対象校の求めに応じながら、必要に応じて生徒の個々に応じた指導にあたること。

6 施設

- (1) 更衣室
男女別の更衣施設があること。利用時に一般利用者と区別できるようにすること。
- (2) トイレ
プールサイド近くに男女別のトイレ及びトイレ後の衛生面確保のためのシャワー施設があること
- (3) 空調施設等
更衣室、プール室の気温及び水温は、気候、熱中症対策、生徒の健康に留意した安全な水泳授業指導が実施できる適正温度を保ち、調節が可能であること。
- (4) 保健施設
体調不良や怪我等の生徒を休ませることができる区切られた場所を確保すること。また、A E Dがすぐ使用できる状態にしておくこと。
- (5) 用具
指導の際に用いる用具は、必要に応じて受注者が用具の提供を行うものとする。（ビート板、ヘルパー、プルブイ等）

7 移動

(1) 移動手段

受注者が所有するマイクロバス、大型バン等で生徒を輸送することとする。場合によっては吉田小学校スクールバスを使用することができる。

吉田小学校スクールバスについては吉田小学校が使用しない時間帯にのみ使用可能となるため、学校教育課と協議の上決定する。

(2) 運転手の確保

受注者が所有するマイクロバス、大型バンの運転手は受注者が確保すること。吉田小学校スクールバスについては指定運行業者が運行するため運転手の確保は不要。

(3) 乗降の安全

バスへの乗降は、中学校では校内運動場で行うことを想定すること。水泳施設では、生徒及び教職員が安全に乗降できる場所を確保すること。

(4) 安全確認

学校、輸送車両および水泳施設に生徒の置き去りがないように確実に生徒の所在及び人数を確認すること。

8 事業実施の要件

(1) 「中学校新学習指導要領解説 体育編」「水泳指導の手引（学校体育実技指導資料第4集）」の内容を基本とした指導内容を提供できること。

(3) 学校教育活動の一環であることを踏まえ、教育的な立場で指導に当たることができること。

9 対象校との連携

(1) 打合せ

受注者は、実施対象校と事前に必要な打ち合わせを行うこととする。

(2) 報告

受注者は、1回毎の水泳授業実施後に教育委員会が指定する様式によりプール日誌を記載し、水泳指導員、教職員、指導内容等を記録し、翌月5日までに当月分の報告をする。

10 評価

(1) 評価者

生徒の学習の評価は、実施対象校の教員が行う。

(2) 泳力判定

泳力判定は受注者が保有するツール等を活用し、水泳指導員が行う。

11 委託料

(1) 支払い

年1回の支払いとし、全業務が完了した後に支払うものとする。

委託料には、水泳授業運営にかかる人件費、事務費等必要経費及び車両送迎その他関連業務に伴う費用が含まれるものとする。

12 個人情報の保護

(1) 情報漏洩の禁止

受注者は、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、委託業務が完了した後又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(2) 個人情報の取扱い

受注者は、別記「個人情報の取り扱いに関する特記仕様書」に基づき、必要な個人情報保持対策を講ずる。

個人情報取扱いに関する特記仕様書

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者(以下「乙」という。)は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、宇和島市(以下「甲」という。)の定める宇和島市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第28号)、宇和島市情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の規定に基づき、本個人情報の取扱いに関する特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に規定する事項を遵守しなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第3条 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手続きを、甲と協議して定めなければならない。

3 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

4 乙は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

5 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

6 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 乙は、甲の事務所内に取扱区域を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に対して、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

(教育の実施)

第5条 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な事項に係る教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

2 乙は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後においても、同様とする。

2 乙は、本委託業務に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 乙は、本委託業務を第三者へ委託(以下「再委託」という。)してはならない。

ただし、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先に

おける安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。

- 2 前項の場合において、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の本委託業務に係る全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 3 乙は、再委託先との本委託業務に係る契約において、再委託先が特記仕様書を遵守するために必要な事項を規定するとともに、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 4 乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、管理及び監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。
- 5 乙は、再委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるものとする。
- 6 第1項から第5項までの規定は、再々委託を行う場合以降について、準用する。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8条 乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者においても、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の本委託業務に係る全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第9条 乙は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号に定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- (3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (4) 個人情報を複製又は複写しないこと。ただし、事前に甲の承認を受けた場合であって、業務を行う場所で、かつ業務に必要な最小限の範囲で行うときは、この限りでない。
- (5) 個人情報を移送する場合には、移送時の体制を明確にすること。
- (6) 個人情報を電子データで保管する場合には、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (8) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- (9) 作業場所に、私用端末、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- (10) 個人情報を利用する作業を行う端末に、個人情報の漏洩につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

- (11) 情報システムを利用する場合には、個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録を一定の期間保存すること。
- (12) 情報システムを利用する場合には、個人情報の秘匿性等その内容及び量に応じて、当該個人情報への不適切なアクセスの監視のため、必要な措置を講ずること。
- (13) 情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御その他必要な措置を講ずること。
- (14) 不正プログラムによる個人情報の漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置(導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。)を講ずること。
- (15) 情報システムで取り扱う個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の個人情報の内容の確認、既存の個人情報との照合等を行うこと。
- (16) 個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずるものとする。
- (17) 端末の使用に当たっては、個人情報 が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずること。
- (18) 外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置及び監視設備の設置等の措置を講ずること。
また、災害等に備え、情報システム室等に耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずること。
- (19) 個人情報を取り扱い、又は情報システムを構築し、若しくは利用するに当たっては、サイバーセキュリティ基本法第26条第1項第2号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う個人情報の性質等に照らして適正なサイバーセキュリティの水準を確保すること。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、甲に無断で第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第11条 乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所において行った上で、甲に個人情報の預り証を提出しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第12条 乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、甲の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。

2 乙は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 乙は、本委託業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

5 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った場合においては、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第13条 乙は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めな

なければならない。

- 2 乙は、甲から、個人情報の安全管理措置や取扱状況等の遵守状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

(監査及び検査)

第14条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査及び検査を行うことができる。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第15条 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責性の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

- 2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止等の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第16条 甲は、乙が特記仕様書に定める義務を履行しない場合は、本委託業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第17条 乙の故意又は過失を問わず、乙が特記仕様書の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。